

特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第八号

特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正する規則

特別障害者手当等事務取扱細則（昭和六十一年佐賀県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「保健福祉事務所長」を「知事」に改める。

第四条中「保健福祉事務所長」を「知事」に、「第二条第一項第四号二若しくは第五号二又は第十五条第一項第四号ホ若しくは第五号二」を「第二条第一項第四号ハ若しくは第五号ハ又は第十五条第一項第四号二若しくは第五号ハ」に、「提出書」を「提出者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の特別障害者手当等事務取扱細則（以下「旧規則」という。）の規定により保健福祉事務所長がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日前に旧規則の規定により保健福祉事務所長に対してなされた請求その他の行為については、同日以後においては知事がした処分等又は知事に対してなされた請求その他の行為とみなす。